

## 第3章 健やかに安心して暮らせるまちづくり

### 第1節 健康づくりの推進

#### 1. 健康づくりの推進

##### <現況と課題>

急速に進む少子高齢化、生活様式・食習慣の変化を背景に、市民の健康づくりへの関心はますます高まっています。

本市ではこれまで、市民の健康づくりの指針となる「次世代育成支援行動計画」及び「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、関係機関との連携のもと、健康づくりに関する教育、相談、健康診査等の事業を進めてきました。

また、市民一人ひとりが、栄養・運動・休養等健康に配慮した生活を送ることができるよう、健康推進員、食生活改善推進員、健康運動普及員の協力を得て、きめ細かな支援に努めてきました。

今後は、少子高齢社会の一層の進行が予想されることから、様々な社会状況の変化を的確にとらえ、市民のだれもが安心して充実した生活を送ることができるよう、母子保健、成人保健、老人保健、精神保健、さらには健全な食生活を目指す食育等の事業の充実を図っていく必要があります。

##### ■健康診査受診状況

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
基本健診（40才以上）	14,496人	14,520人	14,489人	13,920人
胃がん健診	5,310人	5,479人	5,384人	5,384人

資料：保健推進課

##### <基本目標>

「健康増進計画」に基づきながら市民の健康づくりを総合的に支援します。

また、健康づくり推進体制を確立し、市民が参加しやすい事業を推進するとともに、地域保健活動の拠点となる保健センターやあけの元気館の機能を活かして、より充実したサービスの提供を推進します。

##### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
基本健診受診者の肥満者の割合 BMI(※) 25以上	30.9%	27.0%

※ BMI：「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で算出される数値のことで、肥満度を測るための国際的な指標。22を「標準」、18.5以下を「痩せ」、25以上を「肥満」としている。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 健康増進計画の策定と推進体制の確立

「健康増進計画」を策定し、市民の健康づくりに関する総合的な施策を推進します。特に、妊婦や乳幼児、心身に障害を持つ人、高齢者の健康増進のための施策の充実を図ります。

また、健康づくり推進協議会を中心に、健康推進員、関係機関、団体と連携した推進体制の確立を図ります。

### (2) 健康づくり意識の啓発

栄養・運動・休養のバランスのとれた生活の普及を図るため、学習機会の提供や広報活動を進めるほか、自主的な健康づくりサークルの支援、各種教室、イベントの開催などを通して市民の健康づくり意識の啓発に努めます。

### (3) 健康づくり事業の推進

母子・成人の各種健診や予防接種率の向上に努めるとともに、相談・指導体制の充実を図ります。

また、保健センターやあけの元気館などを核として、健康推進員、食生活改善推進員、健康運動普及員と連携した生活習慣の改善、食育の充実に努めます。



■ 運動教室



■ あけの元気館

## 2. 保健・医療・福祉の連携

### <現況と課題>

高齢化の進行や社会情勢の変化に伴い、寝たきりや認知症など継続的に医療や介護が必要な高齢者が増加しています。核家族世帯・夫婦共働き世帯の増加などを背景に、家庭や家族による介護力の低下が懸念されるなか、誰もが家庭や地域の中で可能な限り自立し、生きがいを持った生活を送るためには、相談支援体制の強化及び在宅福祉サービスの充実が不可欠であり、保健・医療・福祉の諸機関の連携のもと、地域全体で支え合う体制を確立する必要があります。

本市ではこれまで、市民病院を中心として地域医療の充実、救急医療体制の整備等を進めてきました。しかし、近年では施設の老朽化、医師不足による患者数の減少などを背景に、市民病院の運営改善が急務となっています。

今後は、地域における市民ニーズの的確な把握に努めながら、ホームドクターから高度医療機関へ、さらには回復後のリハビリへの円滑な移行が可能となる体制の整備など、保健・医療・福祉の連携体制の一層の強化を図っていく必要があります。

### <基本目標>

保健・医療・福祉の連携体制を強化し、市民一人ひとりのニーズにきめ細かに対応できる総合的なサービス提供の体制づくりを進めます。

また、専門家や市民の意見などを踏まえつつ、市民病院のあり方について総合的に検討していきます。

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 総合的・計画的なサービスの提供

市民ニーズに対応し、きめ細かなサービスが総合的・計画的に提供できるよう、保健・医療・福祉の各分野の情報共有を図り、一貫した治療や回復時のケアなどを円滑に進める相互の連携・協力体制を強化します。

また、関係機関相互の連携のもと、地域ケアシステム<sup>(※)</sup>の充実を図るなど、より効果的な医療・福祉サービスの提供に努めます。

### (2) 地域医療体制の充実

市民だれもが、必要な時に適切な医療が受けられるよう、関係機関相互の連携を強化し、救急医療をはじめとする地域医療体制の充実を図ります。

また、市民病院については、運営改善に努めるとともに、専門家や市民の意見を踏まえ、中長期の視点に立って総合的にあり方の検討を進めます。

※ 地域ケアシステム：在宅の要介護者一人ひとりに保健・福祉・医療の関係者がケアチームを結成し、サービスを提供する仕組み。



■ 筑西市民病院

## 第2節 子どもを生ま育てやすい環境の整備

### 1. 子育て支援対策の充実

#### <現況と課題>

子どもは家庭や地域の暖かい愛情に生まれ、健全に育成されなければなりません。しかしながら、近年、女性の就労機会の増大、離婚などによるひとり親世帯の増加など子どもを取り巻く環境が大きく変化しているほか、子どもが被害者となる犯罪や児童虐待の増加が大きな社会問題になっています。

本市では、「次世代育成支援行動計画」(※1)に基づき、児童福祉施設の適正な配置や地域環境の充実を図り、子どもが健全に育つ環境づくりに努めてきました。

今後とも、地域での子どもの見守りや、子育てする親への様々な支援などに取り組み、地域ぐるみで子育てを支援する体制を整えていく必要があります。

#### ■市内保育所(園)一覧

(平成18年4月1日現在)

区分	施設名	定員(人)	区分	施設名	定員(人)
公立	木の实保育園	60	私立	いずみ保育園	60
	関城保育所	180		石田保育園	90
	協和保育所	110		川島第二保育園	90
私立	中館保育園	60		はぐる保育園	90
	川島保育園	120		暁保育園	120
	しろはと保育園	150		暁第二保育園	60
	大和保育園	90		明野保育園	90
	筑子保育園	60		まつばら保育園	60
	橘保育園	90		合計	1,580

資料：こども家庭課

#### <基本目標>

未来の筑西市を担う子どもたちが、心豊かで健やかに育つことができるよう、家庭や地域、学校、保育施設、行政などが一体となって子育てを支え合うまちづくりを目指します。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
特別保育の可能な保育所数	16箇所	19箇所
子育て支援センター数(※2)	9箇所	12箇所
放課後児童クラブ数(※3)	14クラブ	17クラブ

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 子育て環境の整備

保育所（園）における地域活動や母親クラブ等の地域組織活動の活性化を図り、三世代間の交流や地域住民との交流を図るほか、父親の積極的な参加を促進するなど、地域ぐるみで子育てを支えるシステムづくりを進めます。

また、子育て支援センターの相談窓口を充実し、子育てに対する悩みなどを気軽に相談できる体制づくりや学習機会の充実、情報提供やサークルの育成を図るとともに、訪問による子育て支援アドバイザー事業を推進します。

### (2) 保育の充実

多様化する保育需要に対応するため、保育所（園）の保育時間の拡大や、乳児保育、障害児保育、病後児保育等の充実を図ります。

また、必要に応じた施設の整備・充実を図るとともに、子育て家庭の需要に応じて、既存施設等を活用した放課後児童クラブ等の拡充を進めます。

- ※1 次世代育成支援行動計画：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援に関する今後の取り組みの方向を示すものとして、児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの取り組みを総合的に進め、上位計画・関連計画と整合性を持った計画。
- ※2 子育て支援センター：子育て家庭への支援活動を担う専門の職員を配置し、子育てに対する相談指導、子育てサークルの育成・支援や子育てに関する情報を提供する。
- ※3 放課後児童クラブ：保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、余裕教室などを利用して適切な遊び及び生活の場を提供する施設。



■ 離乳食教室

## 2. 子ども福祉の充実

### <現況と課題>

核家族化の進行、働く女性の増加など、児童を取り巻く環境が変化し、家庭における養育機能の低下や、地域における相互扶助の希薄化、非行の低年齢化や不登校など種々の児童問題が生じています。

また、社会情勢の変化とともに増加傾向にあるひとり親世帯では、生計維持と養育の負担が重く、社会的、経済的、精神的に不安な状態におかれるケースも増えています。

今後とも、保育所（園）、学校、家庭、地域や関係機関が連携を図りながら相談・支援体制を強化するなど、子ども福祉の一層の充実を図っていく必要があります。

#### ■ 0歳から14歳の人口推移

(各年10月1日)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人数	26,907人	23,301人	20,017人	17,769人	15,908人
構成比	23.4%	19.8%	17.0%	15.3%	14.1%

資料：国勢調査

### <基本目標>

ひとり親世帯の生活の安定と自立促進を促す相談・指導体制の強化など、子どもと家庭に対する福祉の充実を図ります。

また、家庭と地域の連携を強化し、地域に根ざした子どもの健全育成を推進します。

### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 相談・指導体制等の充実

家庭児童相談室の充実とともに、児童相談所等関係機関との連携のもと、悩みや不安を持つ子どもや保護者の相談体制の一層の強化を図ります。

また、母子自立支援員や民生委員・児童委員、社会福祉協議会との連携による適切な相談指導に努めます。

### (2) 子どもの健全育成

様々な機会や交流の場を通して、次代を担う子どもの健全な育成についての市民意識の啓発を図り、地域ぐるみで子どもを見守り、健やかに育む環境の整備を推進します。

### (3) ひとり親世帯への支援

ひとり親世帯の状況に応じて、母子自立支援員、婦人相談員等の連携のもと、相談指導体制の充実を図るとともに、技能習得支援、家事等の家庭援護サービスの充実、就労の斡旋など自立支援施策の充実を図ります。



■ 子育て支援ボランティア

## 第3節 安心して暮らせる福祉サービスの充実

### 1. 高齢者福祉の充実

#### <現況と課題>

本市における老年人口（65歳以上）の割合は、平成17年国勢調査で、総人口の20.9%を占めており、中でも後期高齢者（75歳以上）の割合が高くなっていることから、今後一層の高齢者福祉対策の強化が求められます。

本市では、高齢者を社会全体で支えるしくみとして、「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、要支援高齢者等を対象とする新予防給付の創設、認知症高齢者に対する施策の強化、ひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯への支援体制の整備を進めています。



■ ことぶき荘老人ホーム

今後とも、高齢者が地域で安心して暮らしていける福祉の充実を図るとともに、積極的に社会参加できる環境を整え、長年にわたり培ってきた知識や経験を活かしながら、社会の一員として生きがいをもって活躍できる地域社会を実現していく必要があります。

#### ■ 高齢者人口の推移

	総人口	65歳以上人口		75歳以上人口		
			対総人口比	65歳以上人口に占める割合	対総人口比	
昭和60年	114,906人	12,738人	11.1%	4,653人	36.5%	4.0%
平成2年	117,699人	15,358人	13.0%	5,995人	39.0%	5.1%
平成7年	118,078人	18,520人	15.7%	7,277人	39.3%	6.2%
平成12年	116,057人	21,102人	18.2%	9,107人	43.2%	7.8%
平成17年	112,575人	23,521人	20.9%	11,558人	49.1%	10.3%

資料：国勢調査

#### <基本目標>

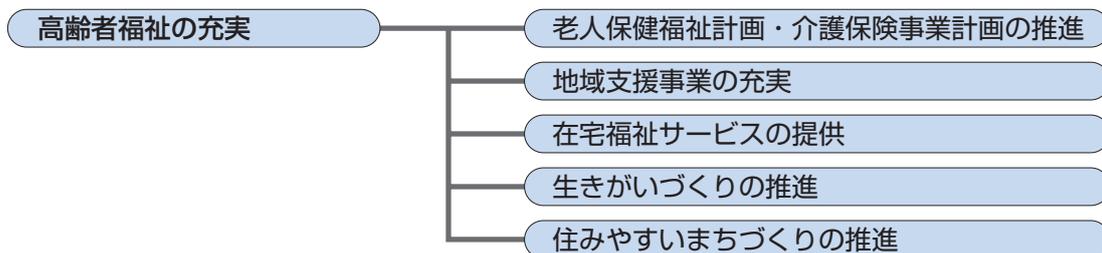
高齢者の生きがいと健康づくり、生活の質の向上・介護予防対策を推進し、高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らせる環境の整備に努めます。

また、地域包括支援センター（※1）と在宅介護支援センターを核として地域支援事業、在宅福祉サービス事業等の充実を図るとともに、高齢者の社会参加や就労の促進を図ります。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
介護予防事業参加人数	900人	1,200人
老人クラブ会員数	7,750人	8,000人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 老人保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者保健福祉施策の一層の推進を図ります。

### (2) 地域支援事業の充実

地域包括支援センターを中心に、高齢者の介護予防事業を推進するとともに、要介護状態等になっても住み慣れた地域で自立した日常生活を行うことができるよう、総合相談事業をはじめとする地域支援事業の充実を図ります。

### (3) 在宅福祉サービスの提供

高齢者とその家族が住み慣れた地域の中でいつまでも健やかに快適な暮らしができるよう、在宅介護支援センターを中心に在宅福祉サービスの充実を図ります。

### (4) 生きがいつくりの推進

スポーツ・レクリエーション活動の振興や老人クラブ等の充実を図り、高齢者自らが取り組む体力の保持、増進や生きがいつくりを支援するとともに、高齢者が豊かな経験と知識・能力を発揮し社会参画できるよう、シルバー人材センターをはじめとする就労の確保や地域での活躍の場づくりを推進します。

### (5) 住みやすいまちづくりの推進

高齢者が安全で快適な生活が送れるよう、だれもが安心して快適に利用できる道路や施設等の基盤整備、バリアフリー化された公営住宅等の建設、市内の移動手段の確保など、ユニバーサルデザイン（※2）に配慮したまちづくりを推進します。

※1 地域包括支援センター：社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーの3者連携により、地域住民すべての心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を行う施設。

※2 ユニバーサルデザイン：子供から高齢者、障害者やそうでない人も、すべての人が利用しやすいよう配慮した設計、意匠やその思想。

## 2. 障害者福祉の充実

### <現況と課題>

平成18年度から身体・知的・精神の障害別の福祉サービスを一元化した障害者自立支援法が施行され、障害者を取り巻く情勢が大きく変化しています。

また、障害の重度化、加齢、重複化が懸念されるなか、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援施策を展開し、利用者への適切な情報提供やサービスと負担のあり方について改めて検討していく必要があります。

本市では、平成12年に心身障害者福祉センターを開設し、障害を持つ人を地域で支えていく体制づくりを進めるとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進してきました。

今後は、市民・地域や関係機関が連携し、年齢・能力・障害の状態など障害者一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな教育・療育・自立支援等の施策を展開していく必要があります。

#### ■身体障害者手帳交付状況

	平成17年	平成18年
視覚障害	251	253
聴覚障害	310	320
音声・言語障害	26	26
肢体不自由	1,914	1,976
内部障害	791	844
合計	3,292	3,419

#### ■療育手帳交付状況

(各年4月現在)

	平成17年	平成18年
最重度①	135	138
重度A	193	191
中軽度B	205	215
軽度C	113	120
合計	646	664

資料：茨城県

### <基本目標>

障害者が住み慣れた地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、必要な時に必要な支援を提供できる体制の整備・充実を図ります。

また、地域における障害者福祉の体制を整え、社会参加や就労機会の拡大に努めます。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
障害福祉サービス利用者数	362人	550人

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 障害者福祉サービスの充実

「障害者福祉計画」に基づき、関係機関との連携を図りながら、日常生活用具・補装具の給付等、バリアフリー住宅へのリフォーム支援など、障害者に必要な福祉サービスの一層の充実を図ります。

また、地域自立支援協議会を中心に相談支援事業をはじめとする総合的なサービスの提供に向けた体制の整備を図ります。

### (2) 自立・社会参加への支援

障害者の社会参加を促進するため、心身障害者福祉センター等での作業・生活及び機能回復訓練等の充実を図るとともに、障害者が各種の地域活動やスポーツ・文化活動等に参加できるよう、支援団体の育成や交流イベントの開催などを支援します。

また、企業との連携による障害者雇用の拡大を図り、経済的自立を支援します。

## 第4節 地域福祉の推進

### 1. 地域福祉の推進

#### <現況と課題>

少子高齢化や核家族化の進行、地域の支えあい意識の希薄化などにより、家庭や地域での相互扶助機能が低下してきています。その一方で、高齢者や障害者など支援が必要な人の多くは、住み慣れた地域で安心して暮らすことを望んでおり、福祉に対するニーズはより一層多様化が進んでいます。

こうした福祉ニーズに的確に対応していくためには、行政だけでなく地域社会の中に、その時代や地域に合った相互扶助のしくみを構築していくことが重要です。

今後とも、地域社会において相互扶助のしくみが効果的に発揮されるよう、地域福祉団体の育成やボランティア活動の促進、学校・社会教育における福祉教育の充実などを通して市民意識の一層の高揚を図り、福祉コミュニティの充実により地域に根ざした福祉の体制を整えていく必要があります。

#### <基本目標>

全ての市民が、家庭や地域で安心して生き生きと自立した生活を送れるよう、身近なふれあい・支え合いを基本とした地域福祉を推進していきます。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
ボランティア活動保険加入者数	1,652人	2,000人
地域活動への参加の割合	66.1%	75.0%

#### <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 地域福祉計画の効果的推進

総合的かつ計画的な地域福祉活動を展開するため、「地域福祉計画」の進捗状況を確認しながら、効果的な推進を図ります。

### (2) ノーマライゼーション<sup>(※1)</sup> 理念の普及・啓発

地域ぐるみの福祉に対する市民の意識高揚、心のバリアフリー<sup>(※2)</sup>化を図るため、学校や社会教育における福祉教育を推進するとともに、広報活動はもとより、子どもから高齢者まで多様な交流の促進に努め、ノーマライゼーション理念の一層の普及・啓発を推進します。

また、生活空間のユニバーサルデザイン化に市民とともに取り組んでいきます。

### (3) 地域福祉活動の活性化

社会福祉協議会をはじめ地域福祉を支える民生委員・児童委員の活動、ボランティア・NPOの活動の支援により、市民主体の福祉活動の活性化に努めます。

また、高齢者や心身障害者の活動、福祉ボランティア活動、子育て支援など地域福祉活動の拠点として総合福祉センターの利用を促進します。

あわせて、団塊の世代等の人材の積極的活用を図るとともに、地域の集会所等を活用した居場所づくり、地域福祉の拠点づくりなど、市民によるふれあい環境の整備を支援します。

※1 ノーマライゼーション：障害者もそうでない人も、すべて共に暮らし共に生きていく社会がノーマル（正常）であるという考え方。

※2 心のバリアフリー：人々の意識にある差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因する障壁をなくすこと。

## 第5節 社会保障制度の運用

### 1. 介護保険制度

#### <現況と課題>

本市の高齢化率は20%を超え、5人に1人が高齢者となっており、今後一層の進行が予想されています。

平成17年に介護保険制度の大幅な見直しが行われ、高齢者の増加や軽度要介護者の急増に対応し、要介護状態になる前から要支援1・2までの高齢者を対象とする新たな予防給付制度が創設されました。

また、認知症高齢者の増加に対応した関連施策の強化、地域包括支援センターを中心とした多様で柔軟なサービス提供の実現を目指した地域ケア体制の確立など、介護サービスを利用した人がその利用効果を実感し、利用して良かったと思えるようなサービスの質の向上や在宅ケアの基盤整備の充実に向けた在宅支援体制の強化が必要となっています。

今後は、多様化する介護のニーズや制度改正等に柔軟に対応しながら、介護保険制度の適切な運用はもとより、介護認定にならない高齢者へのケアや介護予防などに地域で対応していく体制を整え、高齢者の健康で安心な暮らしの確保や家族の負担の軽減を図っていく必要があります。

#### ■要介護等認定者数

	要介護（支援）認定者数	要介護（支援）認定率
平成15年度	2,488人	11.1%
平成16年度	2,672人	11.7%
平成17年度	3,041人	12.5%
平成18年度	3,223人	13.5%

資料：介護保険課

#### <基本目標>

地域包括支援センター機能を高め、地域密着型サービスの充実を図り、だれもが住み慣れた地域で必要なサービスを利用できる体制を強化します。

また、高齢者の健康づくり・生きがいづくり事業を積極的に展開し、生涯にわたって健康で自立した暮らしのできる地域づくりを進めます。

#### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
要介護等認定者数	3,223人	4,217人

目標値は自然増総数（4,537人）から予防効果見込み数（320人）を減した数値。

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 介護保険制度の運用

「老人保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険法定給付サービスを自ら選択し、必要に応じた適切なサービスを受けられるよう、多様な事業者の参入によるサービスの量・質の向上を図ります。

### (2) 介護予防事業の充実

高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、また、介護状態の軽減のため、一人ひとりの健康を保持増進し、疾病や要介護状態を予防するための事業の一層の充実を図ります。

### (3) 在宅ケア対策の充実

住み慣れた地域で安心して生活していくため、地域包括支援センターと在宅介護支援センターを核としながら、総合的なサービスを提供する体制の整備・充実を図ります。



■ 家族による介護風景



■ 介護職員との買い物風景

## 2. 国民健康保険制度

### <現況と課題>

国民健康保険は、わが国の皆保険制度の基礎となる不可欠な医療保険制度です。しかし、高齢化社会の進行に伴う医療費の増大や社会経済の低迷による保険税収入の伸び悩み等のため、国民健康保険の財政は大幅な赤字体質に陥っており、制度の総合的な改革が必要となっています。

このため、国では平成20年度から後期高齢者制度を都道府県単位で創設するとともに、70歳以上の高齢者には収入に応じて応分の負担を求めるなど、その制度改革を進めています。

また、平成20年度から40歳以上の被保険者に対して生活習慣病予防の健康診査及び保健指導が保険者に義務付けられたことから、保健部門との連携を図りながら市民の健康づくりを推進することが一層求められています。

今後は、制度改正などに適切に対応しながら改めて国民健康保険制度の周知、啓発を図り、制度の適切な運営に努めていく必要があります。

#### ■国民健康保険の状況

	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	受診件数 (件)	費用総額 (千円)	受診率 (%)	1人当たり 費用額 (円)
平成14年度	21,641	51,869 (11,765)	289,671	7,407,499	722.3	184,707
平成15年度	22,095	52,539 (11,549)	316,311	8,255,817	771.7	201,411
平成16年度	22,330	52,592 (11,084)	331,030	8,664,497	797.5	208,743
平成17年度	22,526	52,202 (10,524)	344,917	9,240,932	827.6	221,722

被保険者数の( )は老人被保険者

資料：保険年金課

### <基本目標>

国民健康保険制度の健全化を図るため、市民の健康づくり運動を通じた医療費の削減や負担の適正化、保険税収納率の向上対策などを進め、制度の適正な運用と財政基盤の強化を図ります。

### <目標指標>

目標項目	現況値 (平成18年)	目標値 (平成23年)
国民健康保険税収納率(現年度分)	90.84%	92.02%

## <施策の体系>



## <基本施策>

### (1) 財政健全化の推進

国民健康保険制度の健全な維持を図るため、制度改正などに適切に対応していくとともに、国民健康保険税の適正な賦課・徴収、レセプト<sup>(※1)</sup>点検の一層の適正化など、国民健康保険財政の健全化を図ります。

### (2) 健康づくり運動の推進

生活習慣病に関連する「特定健康診査等実施計画」を策定し、健康診査による要保健指導者の把握、保健指導を行い、市民の日常の健康づくり運動を推進します。

特に、肥満は、高血圧、高脂血症、糖尿病を介して動脈硬化性疾患に関連しメタボリックシンドローム<sup>(※2)</sup>の重要な因子とされていることから、その予防に向けた指導・啓発を重点的に推進していきます。

※1 レセプト：医療機関から保険者に送付する国民健康保険の請求書(診療報酬明細書)

※2 メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満を共通の要因とした高血糖・脂質異常・高血圧を呈する病態。それぞれが重複した場合、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが大きく、内臓脂肪を減少することでそれらの発症リスクの低減が図られる。



■ 国保ヘルスアップ事業

### 3. 国民年金制度

#### <現況と課題>

国民年金は、健全な老後生活を維持するための基本的かつ重要な制度です。しかし、制度の啓発に努めているものの加入者数は減少傾向にあります。また、近年の年金制度に対する将来の不安から収納率が低下する傾向にあります。

今後とも、社会保険事務所と協力連携のもと、老後の所得保障の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知するためのPR活動を行っていく必要があります。

#### ■国民年金の推移

	被保険者数（人）	受給者数（人）	年金受給額（千円）
平成13年度	31,702	22,221	12,171,168
平成14年度	32,065	22,791	12,861,016
平成15年度	31,594	22,349	12,526,445
平成16年度	30,774	23,679	13,708,209
平成17年度	30,646	24,250	14,253,463

資料：茨城社会保険事務局

#### <基本目標>

市民が健康で安心した老後生活を送ることができるよう、国民年金制度の趣旨の普及に努めます。

#### <施策の体系>



#### <基本施策>

##### (1) 国民年金の加入促進

広報紙やパンフレットなどによる国民年金制度の啓発やPRに努め、適用対象者の的確な把握と加入勧奨を行い、未加入者の加入促進を図ります。

##### (2) 国民年金制度の推進

社会保険事務所との連携のもと、年金受給、保険料免除など制度の適正な運用に関する窓口・相談業務の充実を図り、国民年金制度の円滑な運営を推進します。

## 4. 医療福祉費支給制度

### <現況と課題>

医療福祉費支給制度は、重度心身障害者、乳幼児（未就学児）、ひとり親家庭の母子・父子、妊産婦を対象に医療等の負担軽減を図る施策です。

平成17年11月に、乳幼児の対象年齢を従来の3歳未満児から小学校入学前まで引き上げ、少子化対策の充実を図っています。

また、介護保険、老人医療などの他の公費負担医療制度との均衡を保つため、入院時食事療養費の対象外措置、入院一部自己負担の導入、外来一部自己負担額の改正など制度の適切な運用を図るとともに、公費負担番号の導入により、医療福祉費請求書を廃止し、受給者の利便性の向上、窓口事務の効率化を図ってきました。

今後は、制度の一層の周知を図るとともに、受給者の把握、所得認定等基本事務の適正かつ円滑な運用を図る必要があります。

#### ■受給者数と1人当たりの医療費

(平成17年度)

	受給者数（月平均）人	1人当たりの医療費 （年間医療費）円
妊産婦	536	59,172
乳児（1歳未満）	894	27,667
幼児（3歳未満）	1,746	21,930
幼児（3歳以上）	3,539	8,658
母子	2,260	23,019
父子	195	24,739
重度心身障害者	1,007	283,453
高齢重度心身障害者	1,052	129,277

資料：保険年金課

### <基本目標>

受給対象者の生活の安定と福祉の向上のため、制度の周知と適正な運用を図ります。

### <施策の体系>

医療福祉費支給制度

医療福祉費支給制度の適正な運用

### <基本施策>

#### (1) 医療福祉費支給制度の適正な運用

健康づくり活動の推進、また広報活動等を通して適切な受診をするよう受給者の自覚を促し、医療費適正化と医療福祉費支給制度の適正な運用に努めます。

## 5. 低所得者福祉

### <現況と課題>

生活保護制度は、様々な事情で社会的・経済的に不安定な生活を余儀なくされる場合、状況に応じて、健康で文化的な生活が維持できるよう必要な支援を行う制度です。

本市では、平成18年10月1日現在被保護世帯は420世帯、被保護人員533人、保護率0.48%となっています。世帯類型では、高齢者世帯（特に単身者）、傷病世帯の占める割合が高く、特に近年では高齢単身世帯の増加が顕著になっています。

今後は、ケースワーク等の専門的対応の充実を図るとともに、関係機関等との連携を一層強化し、それぞれの世帯の事情に即した対応を進めていく必要があります。

また、生活保護を受けるに至らない低所得者世帯については、民生委員・児童委員や関係機関との連携により実態把握に努め、福祉、労働、教育など各分野にわたる支援施策を総合的に進めていく必要があります。

#### ■生活保護の状況

	被保護世帯数	被保護人員	保護率	世帯類型別被保護世帯数（世帯）				
				高齢者世帯	母子世帯	疾病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
平成17年度	383世帯	489人	0.43%	185	15	122	38	23
平成18年度	420世帯	533人	0.48%	207	15	130	38	30

平成17年度は年度1ヵ月分平均値、平成18年度は平成18年9月分

資料：社会福祉課

### <基本目標>

低所得世帯の社会的・経済的な自立更生を図るため、当該低所得世帯の個々の状況・可能性を十分に把握し、自立支援施策の利用を促進するとともに、生活相談・指導体制の強化に努めます。

### <施策の体系>



### <基本施策>

#### (1) 自立支援施策の利用促進

低所得者の個々の状況を的確に把握し、生活保護制度、就学援助制度、生活福祉資金貸付制度、ハローワークによる就業支援など、自立支援施策の利用を促進します。

#### (2) 相談・指導体制の充実

ケースワーカー（※）による相談、指導機能の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、プライバシーに留意しながら適切な指導が行える組織体制及び相談窓口の充実に努めます。

※ ケースワーカー：社会生活の中で困難や問題を抱え、専門的な援助を必要としている人に対して社会福祉の立場から、解決を図るための相談や援助を行う専門家のこと。